

## さくらのクラウドサービス約款

### 第1章 総則

#### 第1条（約款の適用）

1. このさくらのクラウドサービス約款（以下、「本クラウド約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「さくらのクラウドサービス」およびそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。
2. 本サービスの利用者は、当社の定める基本約款および本クラウド約款を遵守するものとします。

#### 第2条（サービスの内容）

1. 「さくらのクラウドサービス」とは、当社がそのデータセンター内に設置したサーバ設備に、利用者が選択した CPU、データ記憶領域容量、メモリ容量、その他のリソースを組み合わせて設定を行う仮想化されたサーバの機能を、利用者専用として提供するサービスです（以下、本クラウド約款において「本基本サービス」といいます）。

#### 第3条（利用開始日、利用契約の成立）

1. 基本約款第5条第2項の定めにかかわらず、本基本サービスおよびそのオプションサービス（以下、併せて「本クラウドサービス」といいます）の提供は、初回料金の支払いの確認の有無を問わず、利用契約が有効に締結された日（利用開始日）から開始されます。
2. 利用者が利用申込みをしている本クラウドサービスに関し、サービスの種類の追加、変更を請求した場合、基本約款第5条第2項、第6条第1項および第7条第2項の定めにかかわらず、当該請求にかかる種類のサービスの提供は、当該請求が完了した時点から暫定的に開始されます。ただし、当該サービス提供開始後、基本約款第6条第1項各号に該当することが判明した場合には、同項に基づき、当社は当該変更請求を承諾せず、当該サービスの提供を中止することがあります。

#### 第4条（料金の支払）

1. 基本約款第13条第2項、同第4項の定めにかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本クラウドサービスの利用に関する料金（以下、「当月の料金」といいます）を、その翌月の末日までに支払うものとします。
2. 本クラウドサービスの料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、基本約款第12条第2項第3号に定める方法（クレジットカード払い）のみとし、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、本クラウドサービスの料金が10万円以上であっても、ク

クレジットカード払いを利用できるものとします。ただし、本クラウドサービスの料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。

3. 当社は、利用者の利用実績に応じて、ご利用になるクレジットカードの与信枠を取得するものとします。当社が、当該与信枠を取得することができなかった場合、利用者は、新たに本クラウドサービスの種類の追加、変更をすることができなくなることに同意するものとします。

#### 第5条（最低利用期間）

1. 基本約款第15条第1項、同第2項の定めにかかわらず、本クラウドサービスの最低利用期間はないものとします。

#### 第6条（利用契約の解除）

1. 基本約款第29条第4項の定めにかかわらず、利用者は、当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用契約を解約することができます。ただし、オプションサービスのうち追加IPアドレス提供サービスについては、利用者は、利用契約の解約時期にかかわらず、当該月の料金の全額を支払うものとします。

#### 第7条（利用者による利用の一時停止等）

1. 利用者は、本基本サービスに係るサービスページに定める方法に従って、本基本サービスの利用を一時停止することができます。
2. 前項の利用の一時停止の場合の利用料金額または料金額およびその支払方法の詳細については、本基本サービスに係るサービスページにおいて定めるものとします。
3. 第1項にかかわらず、利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
  - i. 本基本サービスの利用の一時停止を3か月を超えて継続すること
4. 利用者が前項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、利用者に対し、1か月以上の期間を定めた事前の通知をすることにより、以下の各号の事項のいずれかを求めることができるものとします。
  - i. 当該利用停止中の本基本サービスの利用の再開
  - ii. 当該利用停止中の本基本サービスの利用契約の終了
5. 当社が前項の通知を行ったにもかかわらず、利用者が前項の期間内に前項各号のいずれの事項も行わない場合、当社は、以下の各号の措置の全部または一部を行使できるものとします。
  - i. 当該利用停止中の本基本サービスの利用契約の終了
  - ii. 基本約款第24条に従った当該利用停止中の本基本サービスの提供の一時停止

- たは利用者による本基本サービスの利用の制限
- iii. 基本約款第25条に従った措置
  - iv. 基本約款第28条に従った当該利用停止中の本基本サービスに係る利用契約の解除
6. 前各項に関する事項の詳細については、本基本サービスに係るサービスページにおいて定めるものとします。

#### 第8条（物理サーバの取扱い）

1. 利用者は、仮想サーバが設定される物理サーバの設置場所に立ち入ることはできません。

#### 第9条（品質保証）

1. 当社は、本クラウドサービスに関し、当社が別途定める「さくらのクラウド品質保証（SLA）」（当社ホームページよりご確認ください）に従い品質保証を行うものとします。

#### 第10条（割引パスポート）

1. 「割引パスポート」（以下、「パスポート」といいます）とは、利用者が、所定の金額（以下、「パスポート利用料」といいます）を事前に支払うことにより、本クラウドサービスの特定のサービスまたはプラン（以下、「適用サービス」といいます）について、所定の期間における利用料金の割引を行う制度です。パスポート利用料、適用期間、割引率、その他のパスポートの内容については、当社サービスページに定めるものとします。
2. 利用者は、次の各号について理解し、了承したうえでパスポートを申込みものとします。
- i. パスポートは、事業としてまたは事業のために利用する場合（以下、「事業用途」といいます）にのみ申込みことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが事業用途であると相互にみなすものとします。
  - ii. 当社は、利用者がパスポートの適用期間中に適用サービスの全部または一部を解約した場合、適用サービスの利用料金が改定された場合、その他事由のいかんにかかわらず、パスポート利用料の全部または一部の返金およびパスポートの適用期間の延長を行わないものとします。

### 第2章 オプションサービス規定

#### 第1節 追加IPアドレス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

##### 第11条（申込み）

1. 本オプションサービスは、基本サービスの種類のうち、「ルータ+スイッチ」のサービスを利用中である利用者に限り、申し込むことができるものとします。
2. 「ルータ+スイッチ」のサービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本オプション

ョンサービスの利用契約についても当然に終了するものとします。

## 第2節 ハイブリッド接続（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

### 第12条（申込み）

1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバサービス」、「さくらのVPSサービス」、「さくらのクラウドサービス」、「ハウジングサービス」および「リモートハウジングサービス」（以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます）の各基本サービスを利用中である利用者に限り、申込みができるものとします。

### 第13条（料金の支払）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。
2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス（「さくらのクラウドサービス」および時間課金を選択した「さくらの専用サーバサービス」を除きます）のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。

### 第14条（解約）

1. 利用者の本オプション適用サービスの利用契約が全て終了または解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づく当社所定の手続によるものとします。

## 第3節 Web 改ざん検知サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

### 第15条（利用条件）

1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。

### 第16条（契約）

1. 利用者は、株式会社セキュアブレインが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「『GRED セキュリティサービス』の利用規約」を遵守するものとします。

#### 第4節 ブリッジ接続サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

##### 第17条（利用条件）

1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。

#### 第5節 ローカルルータ接続サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

##### 第18条（利用条件）

1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。

##### 第19条（免責）

1. 本オプションサービスの利用にあたり、利用者は以下の事項につきあらかじめ承諾するものとします。また、以下の事項に起因または関連して利用者または第三者に生じる結果および損害について、当社は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
  - i. 本オプションサービスを利用したピア接続（以下、「ピア接続」といいます）を行うにあたり必要な、ピア接続する相手方アカウントの利用者（以下、ピア接続する相手方アカウントを、「相手方アカウント」といい、その利用者を、「相手方アカウント利用者」といいます）とのリソース ID およびシークレットキーの交換およびこれらの管理は、利用者自身の責任において行うものであり、当社は一切関知および関与しないこと。
  - ii. ピア接続を行うことにより、相手方アカウントが、利用者の利用者データにアクセスすることができること。
  - iii. 相手方アカウントにおけるローカルルータの設定によっては、利用者が意図しないアカウントから、利用者データにアクセスすることが可能になる場合があること。また、利用者におけるローカルルータの設定によっては、相手方アカウント利用者が意図しないアカウントから、相手方アカウント利用者の利用者データにアクセスすることが可能になる場合があること。
  - iv. 相手方アカウント利用者との間で、本オプションサービスの利用に起因または関連して発生した紛争に関しては、利用者が自らその責任と費用負担において解決すること。
  - v. 本オプションサービスの利用にあたり必要な、利用者によるサーバのネットワーク設定またはローカルルータの設定は利用者自身の責任において行うものであること。
  - vi. 相手方アカウントにおける本オプションサービスの契約状況によっては、当該相手方アカウントとのピア接続ができなくなる場合があること。なお、この場合においても利用者が本オプションサービスを解約しない限り、本オプションサービスの

利用料が発生すること。

## 第6節 Sophos UTM（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

### 第20条（契約）

1. 本オプションサービスは、利用者と興安計装株式会社（以下、本節において「サービス提供元」といいます）の間で、サービス提供元が定める本オプションサービスに関する利用規約に基づく利用契約を締結のうえ提供されるものであり、当社はその利用契約にかかるサービス提供元への申込手續の代行、料金回収およびサポート（以下、本節において総称して「当社業務」といいます）を行うものです。
2. 当社は、第1項に定める当社業務に当社にのみ起因する瑕疵（サービス提供元への申込手續の当社による代行の遅延は、瑕疵に含まれないものとします）があった場合を除き、利用者の本オプションサービスの利用に関し、いかなる責任も負わないものとします。

## 第7節 さくらのセキュアモバイルコネクト（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

### 第21条（本オプションサービスの内容）

1. 本オプションサービスは、SIM をデバイスに組み込み、モバイルゲートウェイとスイッチを利用することによって本基本サービスを含む当社の提供する他のサービスまで閉域網での通信（利用者の設定によりインターネット通信も可能）を可能にするサービスです。
2. 当社は、本オプションサービスにおいて次の機能を提供するものとし、その詳細は本オプションサービスに関するウェブサイト（以下本節において「本オプションサービスページ」といいます）において定めるものとします。
  - i. 本基本サービスのコントロールパネル（以下「コントロールパネル」という）における統合管理機能
  - ii. 無線閉域網通信機能
  - iii. インターネット通信機能
3. 当社は、本オプションサービスのオプションサービス（以下、本節において「サブオプションサービス」といいます）として、次の機能を提供するものとし、その詳細は本オプションサービスページに定めるものとします。
  - i. IP アドレス指定機能
  - ii. カスタム DNS 機能
  - iii. 端末ロック機能
  - iv. 前三号の他、当社が別途定める機能
4. サブオプションサービスの利用条件は、本オプションサービスページにおいて当社が定めるものとし、当該サブオプションサービスの利用者は、当該利用条件に同意のうえ

当該サブオプションサービスを利用するものとします。

## 第22条（本オプションサービスの構成）

1. 本オプションサービスの無線閉域網通信機能は、コントロールパネルに登録した SIM を、コントロールパネル上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイをスイッチに接続した上で、モバイルゲートウェイの電源を入れることにより、利用できるものです（この状態を以下、「閉域網通信利用可能状態」といいます）。これらの登録、作成、接続または電源管理（以下総称して、「利用管理」といいます）については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスの無線閉域網通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。
2. 本オプションサービスの無線閉域網通信機能の利用には、本基本サービスの種類のうち「スイッチ」を別途契約いただく必要があります。スイッチの契約状況によっては、閉域網通信利用可能状態を確立できない場合がありますが、この場合において当社は一切の責を負いません。
3. 本オプションサービスのインターネット通信機能は、コントロールパネルに登録した SIM を、コントロールパネル上に作成したモバイルゲートウェイに登録し、そのモバイルゲートウェイの電源を入れ、インターネットの設定を有効にすることにより、利用できるものです（この状態を以下、「インターネット通信利用可能状態」といいます）。これらの利用管理については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスのインターネット通信機能が利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。

## 第23条（用語の定義）

1. 「SIM」とは、電気通信事業者の回線を利用するのに必要な、利用者識別番号その他の情報を記録することができるものであって、本オプションサービス向けに当社が発行するものをいいます。
2. 「デバイス」とは、利用者が、SIM を電子機器等に接続する場合の当該電子機器等をいいます。
3. 「モバイルゲートウェイ」とは、デバイスと利用者が指定したネットワーク間の通信を3GPPおよびその他の制御方法に基づき媒介し、閉域で通信するためのゲートウェイをいいます。

## 第24条（利用契約の成立）

1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款第6条第1項の定めにかかわらず、申込者のアカウントにより SIM がコントロールパネルにおいて登録（以下、「SIM 登録」

といいます) されたとき (申込者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき)、または申込者のアカウントによりモバイルゲートウェイが作成 (以下、「モバイルゲートウェイ作成」といいます) されたとき (申込者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき) のいずれか早い時点で成立するものとします。

2. 本オプションサービスは、法人その他の団体 (以下、「法人等」といいます) がその営業のためにまたはその営業として利用する場合 (以下、「営業用途」といいます)、または営利を目的としない法人等が事業のためにまたは事業として利用する場合 (以下、「事業用途」といいます) にのみ申込み (SIM 登録またはモバイルゲートウェイ作成を行う) ことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが営業用途または事業用途であると相互にみなすものとします。

## 第25条 (利用料金)

1. 本オプションサービスの利用料金は次のとおり構成されるものとし、その具体的な料金額等については本オプションサービスページで定めるものとします。なお、閉域網通信利用可能状態またはインターネット通信利用可能状態にない場合においても料金は発生するものとします。
  - i. SIM 基本利用料
  - ii. データ通信料
  - iii. モバイルゲートウェイ利用料
  - iv. サブオプションサービス利用料

## 第26条 (SIM 基本利用料)

1. SIM 基本利用料は登録する SIM 1 枚ごとに発生するものとします。
2. SIM 基本利用料は、SIM 登録時から、利用者のアカウントによりコントロールパネルから SIM が削除されたとき (利用者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき) まで、毎月発生します。なお、SIM 登録日の属する月および当該 SIM の登録が削除された日の属する月の利用料はそれぞれ 1 ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。
3. 同一月内に同一の SIM を複数回登録した場合 (前月以前から継続して登録していた SIM を、コントロールパネルから削除した月内に再度登録した場合を含みます。) においては、各々の登録について当該月の SIM 基本利用料が発生するものとします。

## 第27条 (データ通信料)

1. データ通信料は、コントロールパネルに登録された SIM を利用した、毎月 1 日から末日までの通信 (無線閉域網通信またはインターネット通信) に対して発生します。当社



は、利用者に対し、SIM を利用した通信において伝送されるデータ量に応じて課金するものとし、かかるデータ量は当社が測定します。

#### 第28条（モバイルゲートウェイ利用料）

1. モバイルゲートウェイ利用料は、作成するモバイルゲートウェイ1個ごとに発生するものとし、
2. モバイルゲートウェイ利用料は、モバイルゲートウェイ作成時から、利用者のアカウントによりコントロールパネルからモバイルゲートウェイが削除されたとき（利用者のアカウントにより送信された、必要事項が記入された申込画面を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。なお、モバイルゲートウェイ作成日の属する月および当該モバイルゲートウェイが削除された日の属する月の利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとし、

#### 第29条（サブオプションサービス利用料）

1. サブオプションサービス利用料は、当該サブオプションサービスごとに定める利用条件に従い発生するものとし、利用者は、当社に対し、当該利用条件に従いサブオプションサービス利用料を支払うものとし、

#### 第30条（連携先システムの利用契約）

1. 利用者は、サブオプションサービスの利用に、第三者が提供する本オプションサービス外のシステム（以下、「連携先システム」といいます）を利用する場合、利用者自身の負担と責任において、その利用に必要な連携先システムの利用に関する契約（以下、「連携先契約」といいます）を、当該連携先システムの提供元と締結するものとし、利用者は、本オプションサービスと連携先システムとの連携を行うにあたり、連携先契約を遵守する義務を負います。当社は、利用者による連携先システムの利用について一切関知せず、連携先契約の内容および締結に関する一切の確認義務を負わないものとし、連携先システムの利用により生じた結果につき、当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該利用により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとし、
2. 本約款および基本約款と、連携先契約との間に矛盾または抵触する規定がある場合、利用者と当該連携先システムの提供元との間の関係においては、連携先契約の規定が優先して適用されるものとし、

#### 第31条（通信可能区域、通信速度、データの消失等）

1. 本オプションサービスにおいて、SIM を用いて通信を行える区域は、本オプションサービスページで定めます。ただし、当該区域内であっても通信が可能であることを保証

するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信が行えない場合があります。

2. 本オプションサービスにおいて、SIM を用いて通信を行える時間帯に制限はありませんが、通信回線または本オプションサービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、通信が行えない場合があります。
3. 利用者は、本オプションサービスにおける通信速度は、接続状況、利用機器等、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを了承するものとし、当社は、本サービスにおける通信速度について、利用者に対し、いかなる保証も行わないものとしします。
4. 利用者は、電波状況等により、本オプションサービスを利用して送受信された利用者データ、その他の情報等が破損または消失することがあることを、あらかじめ承諾するものとしします。

### 第3 2条 (SIM の管理)

1. 本オプションサービスで利用可能な SIM は当社が発行するものに限ります。なお、本オプションサービスには SIM は附属しません。利用者は別途、自らの費用負担において当社より SIM の貸与を受け、本約款および当社が別途定める「さくらのセキュアモバイルコネク ト SIM 利用約款」にしたがって利用するものとしします。
2. 利用者は、各 SIM に割り当てられた ICCID および PASSCODE につき、自己の責任において適切に管理するものとしします。当該管理により生じた結果 (ICCID および PASSCODE を第三者に開示し、漏洩しまたは推知されたことにより生じた結果を含みます。以下同じ) につき、当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該管理により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとしします。
3. 各 SIM には暗証番号 (以下、「PIN」といいます) が設定されています。利用者は、当該 SIM をデバイスに接続する際に PIN の入力を要するよう、デバイスから設定することができます (この設定がされた状態を以下、「PIN ロック有効状態」といいます)。なお、PIN ロック有効状態において、当社が別途定める回数以内に正しい PIN を入力しなかった場合、当該 SIM は一時的に利用できない状態となります (この状態を以下、「SIM ロック状態」といいます)。
4. 前項に定める SIM ロック状態を解除するには、当社が SIM ごとに別途定める SIM ロック状態解除用番号 (以下、「PUK」といいます) を、デバイスから入力しなければなりません。なお、当社が別途定める回数以内に正しい PUK を入力しなかった場合、当該 SIM は以後一切利用できなくなります。なお、この場合において当社は一切の責を負わず、当該 SIM の交換、返金を含め一切の対応をしません。
5. 前二項により SIM が利用できない状態になった場合においても、利用者が当該 SIM をコントロールパネルから削除しない限り、SIM 基本利用料は発生するものとしします。

6. 利用者は、PIN および PUK を自己の責任において適切に管理するものとします。当該管理により生じた結果（PIN または PUK を第三者に開示し、漏洩または推知されたことにより生じた結果を含みます。以下同じ）につき、当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該管理により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとします。

### 第33条（インターネット設定）

1. 利用者は、インターネットの有効または無効の設定を、自己の責任において適切に管理するものとします。当該管理により生じた結果につき当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該管理により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとします。

### 第34条（デバイス）

1. SIM を用いて通信を行うためには、SIM をデバイスに接続する必要があります。本オプションサービスにはデバイスは付属しません。利用者は別途、自らの費用負担においてデバイスを用意するものとします。
2. デバイスと SIM との組み合わせによっては、正常な SIM を利用した場合であっても通信が確立しない場合があります。この場合において当社は一切の責を負いません。

### 第35条（知的財産権）

1. 本オプションサービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権およびノウハウ等の一切の権利は当社または当該権利を有する第三者（もしあれば）に帰属するものです。本約款、本サービスページ、本オプションサービスページまたは本サービスもしくは本オプションサービスの提供の過程における当社から利用者に対する情報の開示は、明示または黙示を問わず、いかなる意味においても、当社または第三者から利用者に対する、当該情報に係る特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ等に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、または譲渡を構成するものではありません。

### 第36条（本オプションサービスの提供の中断）

1. 基本約款第23条第1項各号に定める事由がある場合のほか、次に掲げる事由がある場合は、当社は本オプションサービスの一部または全部の提供を中断することがあります。
  - i. 技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合
  - ii. 同一のセッション（データ通信を行うことができる利用者の回線の状態をいいます。）内に大量の通信があったことにより、本オプションサービスの正常な提供に

支障が生じると当社が認めた場合

第37条（本オプションサービスの提供の中断等に関する免責）

1. 当社は、基本約款第23条ないし第28条および本約款第36条の定めに基づきとった措置により利用者が被った損害について、基本約款に別段の定めがある場合または法令に反する場合を除き、賠償する責任を負いません。

第38条（利用契約の自動更新および解約）

1. 基本約款第29条第2項の定めにかかわらず、利用者が、契約終了日までに、登録している全てのSIMの登録を削除し、かつ、作成した全てのモバイルゲートウェイを削除しない限り（以下、全てのSIMとモバイルゲートウェイの削除を「全削除」といいます）、本オプションサービスの利用契約はさらに1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 基本約款第29条第4項および本約款第6条の定めにかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、全削除を行うことにより、全削除が行われた月の末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、平成30年1月25日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年2月1日より適用されます。